

# 平成29年度 指定管理者評価シート

## 指定管理者

施設名	糸島市休日・夜間急患センター
設置目的	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項の規定に基づき、休日・夜間における市民の応急的な診療を行う。
指定管理者名	一般社団法人 糸島医師会
指定期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日
評価者名 (施設所管課長)	健康づくり課長 山北 敬子

## 評価

〔評価区分： 優れている(5点)、 適正である(3点)、 改善が必要である(1点)、 ×抜本的な見直しが必要である(0点)〕

項目	評価視点	評価区分	得点	理由(、×の場合は具体的な改善すべき事項も記載)
業務の履行に関する事 こと	指定事業が適切に実施されているか		5	初期救急医療機関としての事業が問題なく適切に実施されている。
	職員の人員配置は適正であるか		5	年度協定第4条別表1のとおり適正に配置されている。
	職員の労働条件は適正に保たれているか(賃金、労働時間等)		3	労働基準法等の関係法令が遵守されている。
	職員に対して必要な研修等を実施し、資質向上に努めているか		3	定期的に医療安全・感染症対策研修等が実施されている。
	法令が遵守されているか(法定点検や検査等を含む)		5	設備の法定点検、定期点検が適切に実施されている。
	開館日、開館時間は守られているか		5	条例第12条及び基本協定書に定める診療日及び診療時間は守られている。
	施設、設備、備品の管理及び保守は適切に行われているか		5	施設の補修は適宜行われている。設備・備品は保守契約及び備品台帳による管理が適切に行われている。
	利用の許可・制限が適正に実施されているか		5	条例第16条に定める入館の制限等は適切に実施されている。
	利用者からの苦情に対し、適切に対応しているか		3	苦情があった場合の内容や対応の報告は受けており、概ね適切な対応がなされている。
	帳簿等は適切に整備・保存されているか		5	財務諸表や利用者一覧、備品台帳等は適切に整備・保存がなされている。
	個人情報適切に取り扱われているか		5	個人情報に係る事故等はなく、適正な管理がなされている。
	適正な会計・経理事務が実施されているか(利用料の適正徴収含む)		1	公益法人会計基準に則った会計処理がなされている。利用料の未収金対策が不十分である。
	経費節減の取組がみられるか		3	安価な検査機器のリース等、機能性をおとすことなく経費を抑えた導入に努めている。
	市への報告及び必要書類の提出は、遅延なく適宜行われているか		3	毎月実施の急患センター対策会議で市への報告がなされている。
得点小計			56	

項目	評価視点	評価区分	得点	理由(、×の場合は具体的な改善すべき事項も記載)
サービスの質に関する事	利用者に対するサービス向上の取組がみられるか		3	ご意見箱の設置等、サービス向上の取組がみられる。接遇研修を実施し、職員の資質向上に努めている。
	利用者増加の取組がみられるか			
	職員の接客態度(マナー、言葉づかい、服装等)は適切か		3	苦情が稀にあるが、都度スタッフ間で協議されている。
	自主事業の実施により、施設の魅力向上を図っているか			
	利用者の声を反映させるため、利用者アンケート等を実施しているか		3	ご意見箱が設置されている。
	得点小計			9
その他	医療事故等に対する適切な対応処理がなされているか		5	人材育成に努めリスク対応方策(防止策、対応マニュアル)の整備を行なっている。平成8年開設以来、医療紛争事例なし
	救急医療知識の普及啓蒙を行なっているか		1	受診に際し、救急車の適正利用や重症化する前に、日中に医療機関を受診するよう普及啓蒙が足りない。
	得点小計			6
合計点			71	
得点率 (合計点/(5点×評価項目数))			0.75	

総合評価	理由
	初期救急医療機関としての役割を十分に果たしている。

【総合評価判定の目安】

優 良 …… 0.75～1                      適 正 …… 0.50～0.74  
 改善必要 …… 0.25～0.49              × 抜本的見直し必要 …… 0～0.24

指導及び助言

- ・急患センター対策会議等で、運営上の報告、協議を行っている。
- ・未収金についての対策、検討を指示している。(毎年10万円以上の未収金が加算されている)
- ・救急医療知識(救急車の適正利用等)の普及啓蒙活動の積極的実施を指導。

H28年度評価の「指導及び助言」内容に関する対応状況(市による改善の指摘があった場合のみ)  
 改善済                       改善未済